
令和元年度 森林づくりへの異分野技術導入・実証事業

説明会資料

1. 事業内容について(公募要領p3～10)

2. 申請に向けた手続きについて(公募要領p11～19)

1. 事業内容について(公募要領p3～10)

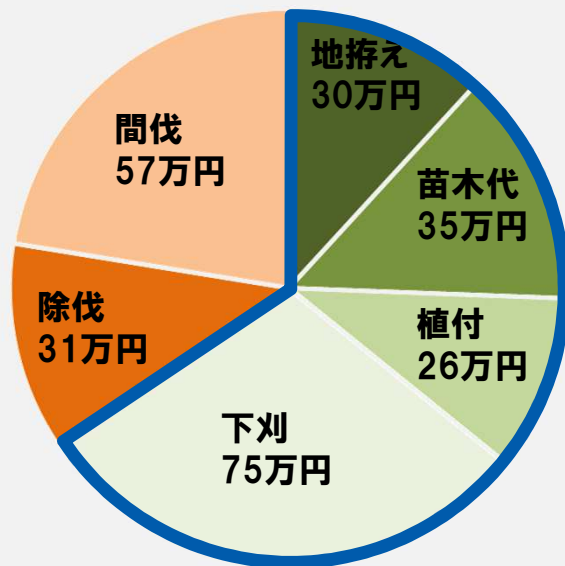
2. 申請に向けた手続きについて(公募要領p11～19)

1-1 事業概要

事業背景・目的（公募要領p4）

- 造林を始めとする「森林づくり」コストの高止まりは喫緊課題だが、業界内で自発的にイノベーションが起きにくい状況がある。

現状①：造林コストを中心として 長年コストが高止まりしている



H29標準単価より作成
スギ3,000本/ha植栽、下刈5回、除伐2回
保育間伐1回、搬出間伐(50~60m³/ha)1回

現状②：プレイヤーが極端に少ない

- ✓ R&Dを担う人材が極端に少ない
- ✓ 造林事業者自身によるR&Dが行われていない
- ✓ 成果普及(市販化)を担う人材が少ない

現状③：他産業との交流が少ない

- ✓ 他産業の革新的な技術やアイデアが入って来にくい
- ✓ 固定プレイヤーの既定路線のアイデアしかでない
- ✓ 事業者・作業員のデジタルディバイドが存在

1-1 事業概要

事業背景・目的（公募要領p4）

- この状況を打破するために、森林づくりに係る課題を解決する”異分野技術等”の導入を進めることが必要。本事業では、その事業化・実用化に向けた実証事業等を支援し、ロールモデルの創出およびノウハウの共通知化を推進する。

現状・課題

現状①：造林コストを中心として長年コストが高止まりしている

現状②：プレイヤーが極端に少ない

現状③：他産業との交流が少ない

本事業の位置づけ

森林づくり分野に係る課題を解決する”異分野技術等”の事業化・実用化に向けた実証事業等を支援（補助）

目指す成果

“異分野技術等”の導入に関する
①ロールモデルの創出、②ノウハウの共通知化

1-1 事業概要

”異分野技術等”の定義

異分野技術等について

本事業では、①現時点で森林づくり分野にて実用化していない ②独自の技術・ノウハウ・ビジネスモデル
③(アイデア段階のものを含む)を異分野技術等と定義する。

- ✓ ①現時点で森林づくり分野にて実用化していないこと
⇒他分野では既に実用化しているものでもOK
- ✓ ②独自の技術・ノウハウ・ビジネスモデル
⇒”技術的優位性”が必ずしも必要なものではないが、その独自性が説明できる必要あり。
- ✓ ③アイデア段階のものを含む
⇒とはいえ、具体的な実用化・事業化の計画が無いものは不可。

1-1 事業概要

参考)”異分野技術等”の導入のイメージ

- 令和元年度補正予算にて、林業関係者と異分野人材の協働による事業開発プログラム“Sustainable Forest Action”を実施。

森林の未来に挑む林業関係者
所有者、林業事業体、林業ベンチャー…

独自の技術やノウハウを持つ異分野専門家
メーカー、ベンチャー、IT企業…



「ジブンゴト」としての
課題・アイデア提起



SUSTAINABLE
FOREST ACTION



社会課題解決に向けて
独自の技術やノウハウを結集

実施概要については下記を参照のこと

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kouhousitu/jouhoushi/attach/pdf/0203-6.pdf>

(「林野」2020年3月 “Sustainable Forest Action” ～異分野人材との協働による造林の課題解決～)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/seibi/191220.html>

(林野庁「Sustainable Forest Action(SFA)の実施結果について」)

1-1 事業概要

「森林づくり」の定義（公募要領p4）

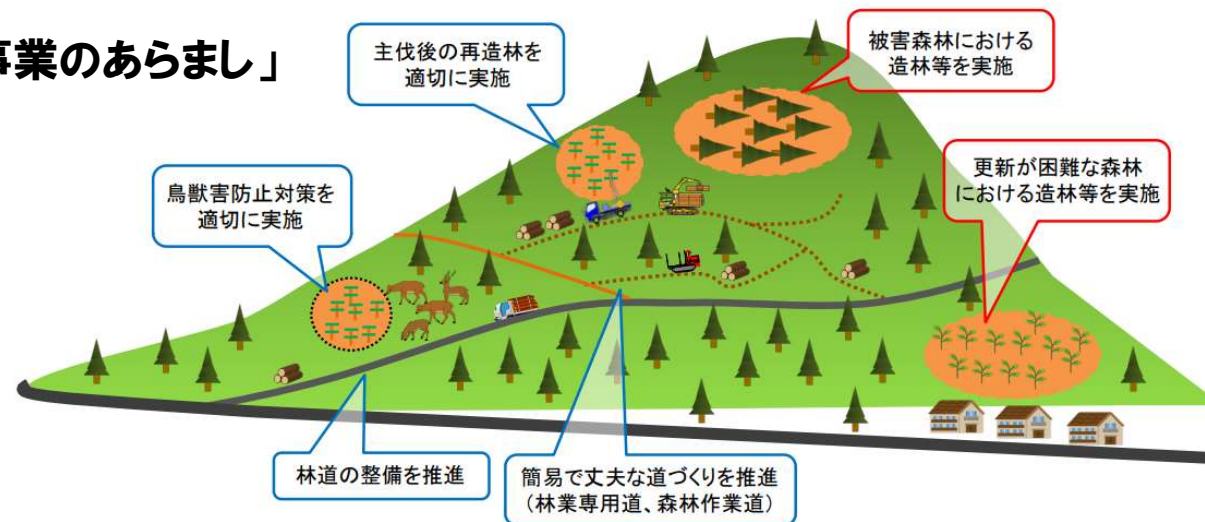
「森林づくり」の分野について

森林を健全に保つために必要な活動に関連する分野を指す。

【森林づくり分野の活動の例】

- ・苗木生産、造林、下刈り、間伐等（主伐を除く）。
- ・天然更新を前提とした更新伐、種子散布等。
- ・上記を効率的に行うための路網整備、鳥獣害対策、その他情報整備等

参考)林野庁「森林整備事業のあらまし」



1-1 事業概要

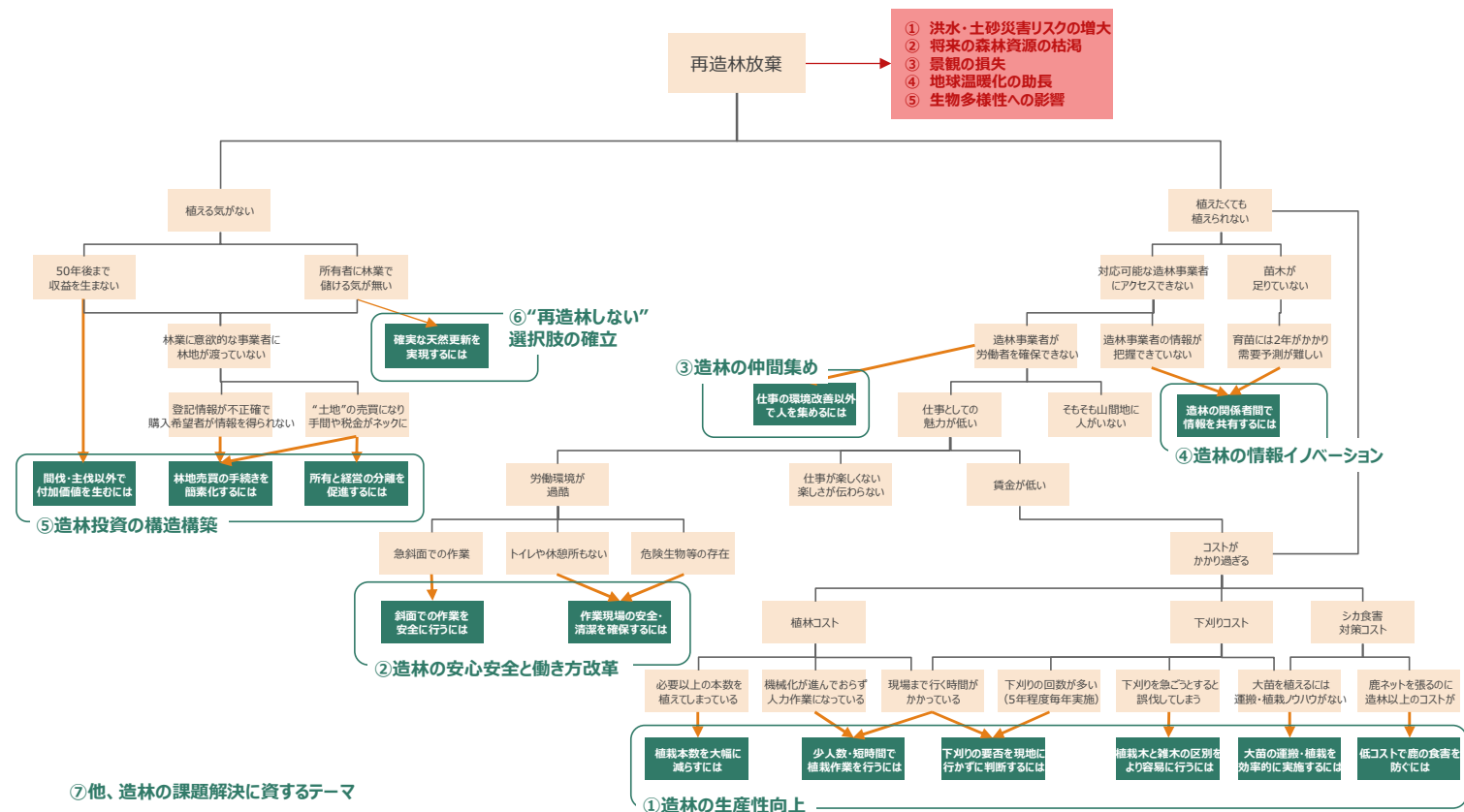
「森林づくり」の定義（公募要領p4）

「森林づくり」の分野について

森林づくり分野の課題は、造林・下刈り等の作業効率のみならず、造林への投資環境の改善やそもそも造林を不要とするような活動等、“間接的に森林づくりの活動を促進させるための課題”等も含む

“Sustainable Forest Action”
の事例では、右記のような
課題マップで全体像を整理。

右下の「作業効率化」だけでなく
左上の「そもそも再造林しない」
方法の検討なども、造林の課題
として対象に含む。



1-2 事業内容

補助対象事業者（公募要領p5）

「補助対象事業者」に求める要件は、下記を全て満たす事業者であること。

- ① 日本国内に登録している法人であること。
- ② 当該法人が異分野技術等を有し(または異分野技術等を有する法人と共同実施体制を有し※)、森林づくり分野に導入する具体的な計画があること。
- ③ 補助事業を遂行できる財務状況であること、または具体的な資金調達計画があること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成27・09・30 27経第839号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

※異分野技術等を有する法人と共同申請またはコンソーシアム申請を行うこと。申請単位についてはP6参照。

1-2 事業内容

補助対象事業（公募要領p5）

異分野技術等を活用して森林づくりに係る課題を解決する事業であり、下記のいずれかに該当するもの。

A類型:マーケットイン型

- ・ 業界や顧客の課題・ニーズの深い理解を起点とした、異分野技術等の事業化に資する活動。

B類型:プロダクトアウト型

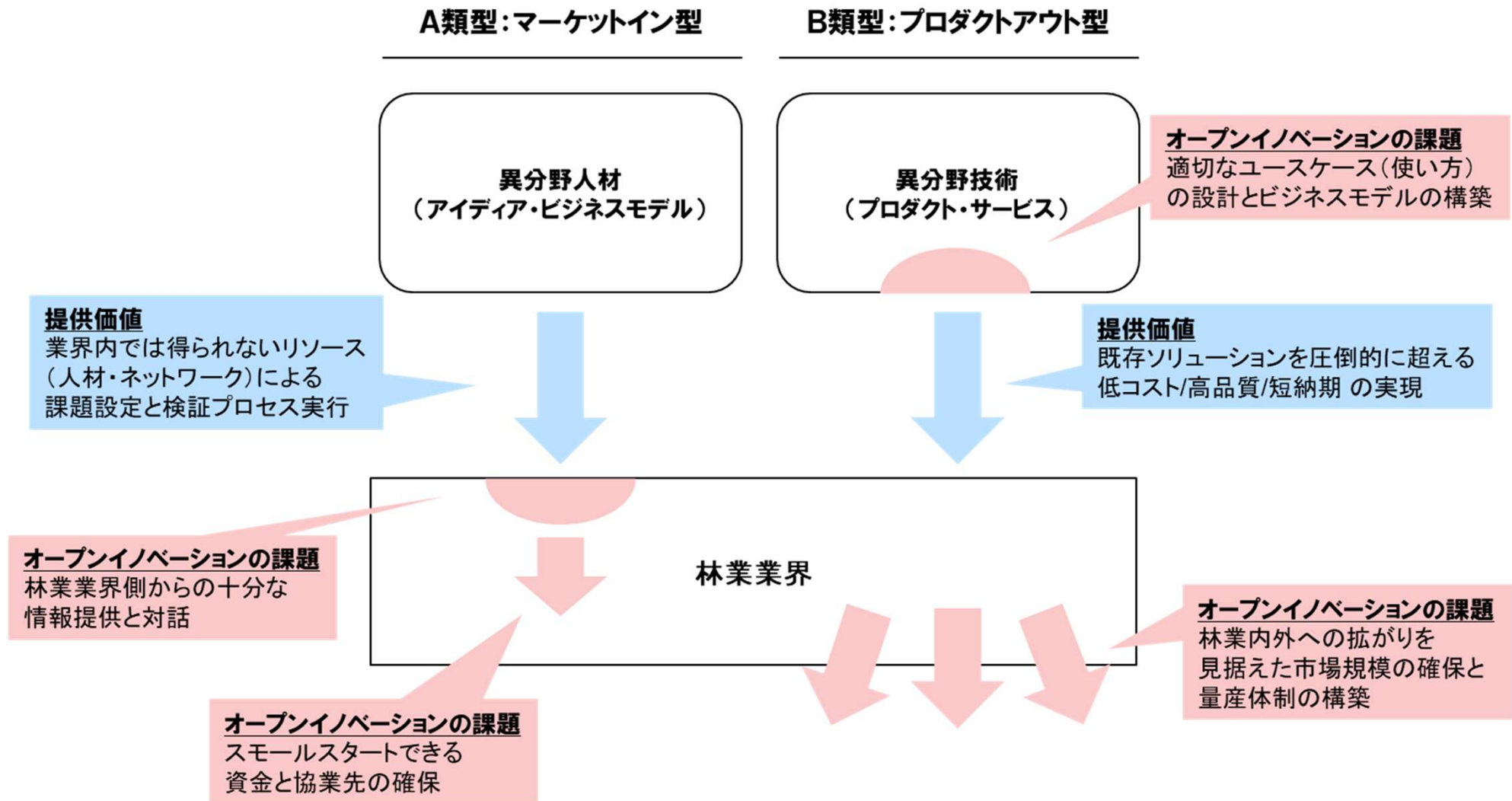
- ・ 独自の技術シーズ等を起点とした、異分野技術等の事業化に資する活動。

＜活動例＞

- ・ ユーザー特定、課題特定に向けた活動（ヒアリング、アンケート、イベント開催等）。
- ・ 仮説検証のための活動（プロトタイピング、実証事業等）。
- ・ 事業化に向けた活動（知財整理、事業計画策定、資金調達、初期顧客開拓等）。

1-2 事業内容

補助対象事業（公募要領p5）



1-2 事業内容

補助率・補助上限額 / 他の国庫事業との重複（公募要領p7）**補助率**

- 定額

補助上限額

- 500万円/ 件(消費税に関する取り扱いはP9を参照)

他の国庫事業との重複について

- 同一の費用に対して、本補助金と国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、および同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。

1-3 補助対象経費の考え方

補助対象経費（公募要領p8）

補助対象経費は以下の通り。

細目	費用例
外注費・委託費 ※ 金型製造等、製造事業者への委託・外注の納品物として資産が残る費用については法定耐用年数の財産管理を条件として、補助対象とする。	➤ エンジニア等への業務委託費 ➤ 試作品設計・開発にかかる外注費 ➤ 知財整理にかかる弁理士への謝金 …等
消耗品・材料費 ※ 部品・材料費については、補助事業期間中に使用する必要最低限の物量を購入すること。ロット等の理由により、必要量以上の購入をすることが経済的合理性がある場合は、購入量に対して使用量を明確にし、その割合に応じて補助対象経費を算出すること。	➤ 試作品開発に必要な部品・材料購入費 ➤ 使用部品検討のためのサンプル購入費 ➤ 3Dプリンタの素材購入費…等
旅費	➤ ヒアリング・現地視察にかかる旅費 ➤ 実証提携先との調整にかかる旅費 ➤ フィールド実証期間中の現地宿泊費 …等
その他諸経費 ※ 資産性のある備品・設備等の購入は対象外。費用についても、補助対象事業への専用性が説明できるものに限る。	➤ 展示会出展にかかる経費 ➤ 試作品搬送にかかる輸送費 ➤ 実証期間のみ必要な備品のレンタル料 …等 （補助事業の目的に鑑みて都度判断）

対象外経費

- 本補助金の申請書作成に係る費用、交付決定日前に発生した費用、事務所借料費、敷金、礼金、事務手数料、予備品、その他SIIが補助対象外と判断したもの

1-4 実施スケジュール

補助事業期間（公募要領p10）

①事業開始

SIIの交付決定日を事業開始日とする。（6月上旬頃を予定）

発注・契約 について

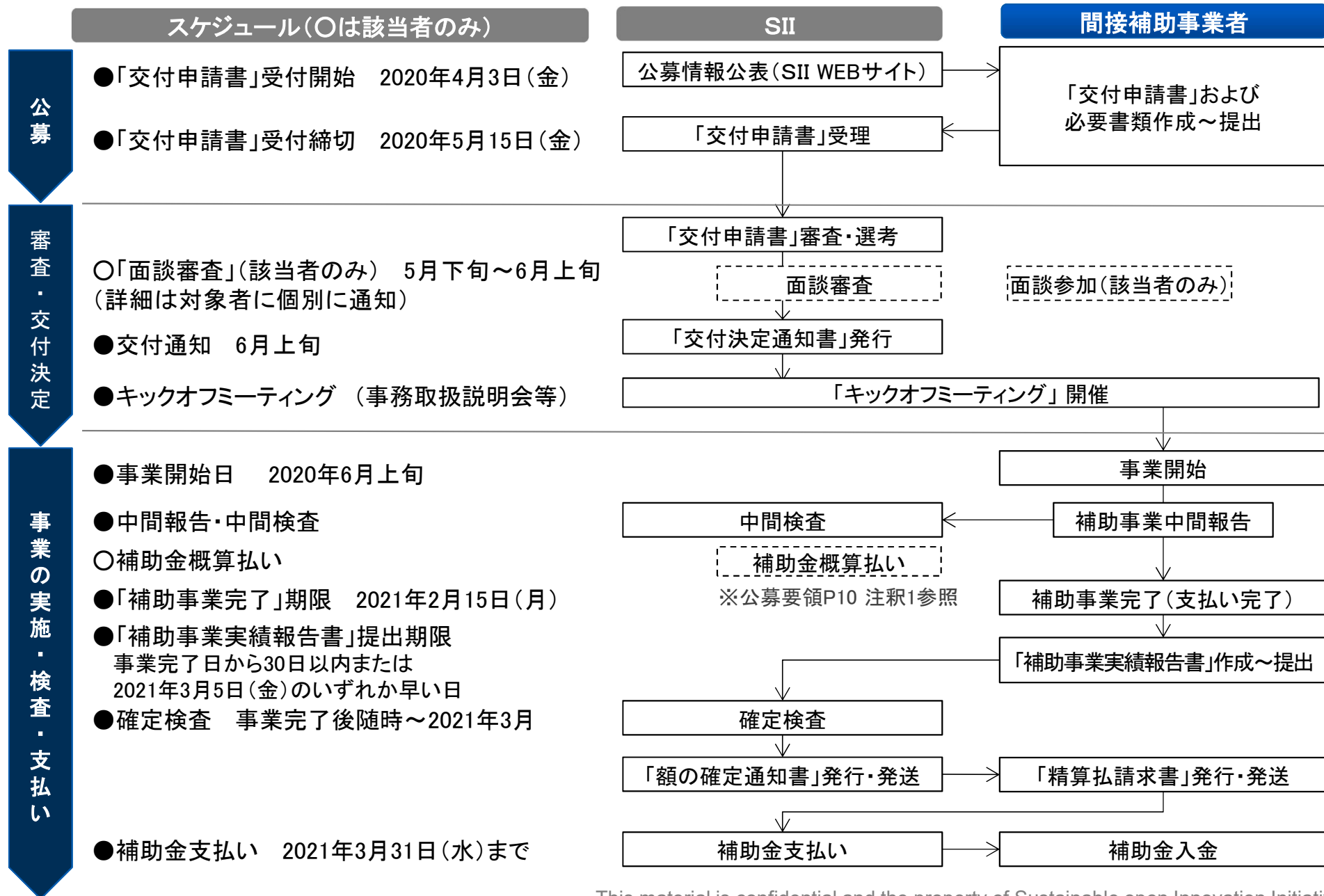
- 補助対象事業にて申請する費用に伴う発注・契約は、必ず交付決定日以降に実施すること。交付決定日前に行われていた場合は、補助対象外となる。

②事業完了

全ての補助対象経費の検収および支払いが完了する日を事業完了日とする。
原則、2021年2月15日(月)までに事業に係る全ての検収および支払いを完了すること。

1-4 実施スケジュール

実施スケジュール(公募要領p10)



1. 事業内容について(公募要領p3～10)

2. 申請に向けた手続きについて(公募要領p11～19)

2-2 交付申請時の提出方法

提出書類（公募要領p13）

No	書類名称	書式	備考
1	事業者基本情報	指定 (別添1)	
2	交付申請書	指定 (別記様式第1号)	要押印。
3	交付申請書(別紙)	指定 (別記様式第1号)別紙	
4	役員名簿	指定 (別添2)	
5	補助事業概要説明書	項目指定 (別添3)	補助事業の目的および内容、支援計画、実績、体制等を記入すること。 (指定項目を満たしていれば、形式は問わない)
6	支出計画書	指定 (別添4)	想定される支援計画に基づき、支出に係る各費目の内訳および合計を算出すること。 ※公募要領p9に該当する事業者は支出計画書(税込該当)に記載すること。
7	支出計画の根拠がわかる資料 (見積書、内規等)	自由	支出計画書に記載の費目単価を説明する根拠となる資料を提出すること。見積書や内規等を想定。申請時点で調達先が明確に決まっていない場合等は、支出計画の根拠に関する説明書を添付すること
8	直近年度の会計に関する報告書 またはキャッシュフロー報告書	自由 または 指定 (別添5)	財務諸表等(単体の損益計算書、貸借対照表) (直近の会計年度が無い場合)別添5により直近のキャッシュフローの報告、および本事業期間中の資金調達計画等につき説明すること。
9	登記簿謄本(写し)	自由	履歴事項全部証明書の写しを提出。 (直近3ヶ月以内に発行されたもの)
10	申請者の機関概要がわかる資料	自由	パンフレット、会社案内等

2-2 交付申請時の提出方法

提出書類「No.5（別添3）補助事業概要説明書」

別添2のpptxフォーマットを活用し、補助事業概要に関する説明書を作成すること。ただし、下記の提案を求める事項を満たす限りにおいては、書式は原則自由。

【提案を求める事項】

1. 解決しようとする森林づくりの課題

- 森林づくりの課題の中で、自社のサービス・製品にて解決しようとしている領域について説明すること。

2. 補助事業者が実施する事業の全体像と、森林づくりの課題解決に与えるインパクト

- 自社のサービス・製品の概要（想定顧客、ソリューション、提供価値、価格等）を説明すること。
- 自社のサービス・製品が森林づくり分野に普及した際の、課題解決に与えるインパクトをできる限り定量的に説明すること。

3. 顧客の課題・ニーズの把握・検証状況

- 事業開発計画において根幹をなしている、独自の課題設定、自社のサービス・製品のニーズについて説明すること。
- 上記を把握・検証した活動等があれば、その具体的な内容についても説明すること。

4. 製品・サービスの差別化要素と開発状況

- 自社のサービス・製品が、既に実用化されている既存技術等に対してどう差別化要素があるのか、その内容と根拠を説明すること。
- 自社のサービス・製品が、現時点でどういった開発状況にあり、実用可能かどうかを説明すること。

5. 事業化に向けた全体計画

- 事業化に向けた計画について今後2年間程度の計画（商品開発、販売、資金調達、体制構築等）を説明すること。

6. 実証事業の計画と検証項目

- 本補助事業にて実施する実証事業の目的と内容を説明すること。
- 実証事業の実施にあたっての仮説と、その検証項目について説明すること。

7. 実証結果によるピボットの可能性とその範囲

- 実証事業を進める中で、事業内容・計画の転換（ピボット）する可能性について、現時点で想定される内容を説明すること。

2-4 書類提出期間および提出先

提出方法・提出先（公募要領p14,15）

申請書類の提出は以下の通り。

- 申請者はSII WEBサイト(<https://sii.or.jp>)より提出書類様式をダウンロードし、申請に必要な書類を作成する。
- 交付申請書に押印し、全ての添付資料と一緒に下記のメールアドレスに送付する。

注1: 押印書類は、PDF形式でメールにて送付すること。原本は、後日別途案内があるまで、保管すること。

注2: 押印書類のご用意が困難な場合は、理由をメール本文に記載すること。

<メール送付先>

【メールアドレス】 forest-ibunya@sii.or.jp

【件名】（事業者名）森林づくりへの異分野技術導入・実証
交付申請書送付

【宛先】一般社団法人環境共創イニシアチブ
森林づくりへの異分野技術導入・実証事業担当

<提出期限>

2020年4月3日（金）～2020年5月15日（金）17時必着

公募に関する問合せ
申請方法等の相談・連絡

一般社団法人環境共創イニシアチブ
森林づくりへの異分野技術導入・実証事業担当
MAIL: forest-ibunya@sii.or.jp
※件名(題名)に必ず【質問】とつけてお送りください。